

## 社会福祉法人広寿会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人広寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 費用弁償については、別表第2に定める額
- (3) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (非常勤役員等の費用弁償の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する費用弁償の額は、次の各号による費用弁償の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 費用弁償については、別表第2に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については当法人職員給与規程第8条に準じた日とする。

- (2) 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金当を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数に1日を足した日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、端数を切り捨てる

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この細則は、平成29年4月1日より施行する。

2 この規則の施行に伴い社会福祉法人広寿会役員報酬規程（平成18年3月30日規程第1号）及び社会福祉法人広寿会役員、評議員の費用弁償に関する規程（平成7年3月21日規程第8号）は平成29年3月31日をもって廃止する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 680,000 円
理事	月額 500,000 円

別表 2 (非常勤役員等の費用弁償)

	費用弁償の額
評議員会への出席	日額 10,000 円
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
監事監査等への出席	日額 10,000 円